

## 社会福祉法人福鳳会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、下記のとおり行動計画を策定する。

### 1 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

### 2 内容

#### 次世代育成支援対策

目標1：子供が生まれる際の父親の休暇の取得の促進（男性の子育て目的の休暇の取得促進）

<対策> 令和6年4月1日～

- ◇父親休暇（パパママ育休プラス制度）取得について周知、男性の育児休暇取得者1名以上
- ◇当該職員については、本人の希望に応じ個別相談の実施

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<対策> 令和6年4月1日～

- ◇当該者については、本人の希望に応じ個別相談の実施。女性の育児休業100%を維持する。
- ◇三歳以上の子を養育する職員に対する短時間勤務制度に対するニーズ把握、仕事と育児の両立支援委員会にて検討

目標3：年次有給休暇の取得に対する促進

<対策> 令和6年4月1日～

- ◇職員への周知、生産性向上の取り組みを進めることで取得促進を図る
- ◇年次有給休暇の計画取得実施、取得促進 平均取得日数12日以上

目標4：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の導入及び実施

<対策> 令和6年4月1日～

- ◇職員や退職者へのアンケート調査、仕事と育児の両立支援委員会にて検討の開始
- ◇制度の制定及び導入、職員への周知（グループウェアへの掲載、職場内の掲示）
- ◇再雇用者への研修実施

#### 女性の活躍推進に関する取組み

目標5：職場内における家庭教育の促進（継続就業・職場風土に関する事項）

<対策> 令和6年4月1日～

- ◇職員への周知（グループウェアへの掲載、職場内の掲示）◇家庭教育講座の実施

目標6：社員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務間インターバル制度の導入検討を行う。  
（長時間労働の是正に関する事項）

<対策> 令和6年12月1日～

- ◇労働時間等に係る現状把握と課題抽出を行う
- ◇制度導入に対して事例等を踏まえ、導入目的を明確化する